

第23回佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会議事録

1 開催日時及び場所

日時 令和6年12月26日（木曜日） 10時05分～11時00分

場所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

2 出席者の氏名

(1) 委員

新井 康平（佐賀大学名誉教授）

井寺 修一（佐賀県弁護士会）

栗崎 孝子（佐賀人権擁護委員協議会）

古賀 智香子（株式会社佐賀電算センター）

(2) 事務局

高取 忠（市町支援課長）

堀田 壮一郎（市町支援課副課長）

杉田 仁志（市町支援課係長）

牟田口 勝起（市町支援課主事）

平田 幸範（株式会社佐賀電算センター）

上瀧 薫（株式会社佐賀電算センター）

3 会議に付した議事の件名

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要及び利用状況等について……………（資料1）

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策について…（資料2）

4 議事の概要

(1) 開会

堀田副課長が開会を宣言

(2) 課長挨拶

(3) 会長及び副会長の選出、議事録署名人の指名

委員の互選により、井寺委員が会長、新井委員が副会長に決定

また、井寺会長が議事録署名人に栗崎委員を指名

(4) 会議の概要

○「(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要及び利用状況等について」を事務局から、資料1により説明し、委員との質疑応答を行った。

(井寺会長)

佐賀県の本人確認情報の利用状況について、「難病法による特定医療費の支給に関する事務」に係る件数が今年度飛躍的に増加しているが、理由があるか。

(事務局)

「難病法による特定医療費の支給に関する事務」に係る利用件数の増加については、マイナンバーと本人確認情報の紐付け誤りがないかの確認に際し、住基ネットが活用されていることから利用件数が飛躍的に増加している。

(古賀委員)

本人確認情報の利用状況について、各市町村にて実施されるマイナンバーカードの交付事務は件数として計上されていないようだが、市町村におけるマイナンバーカード交付時の本人確認はどうのに行われているのか。

(事務局)

御認識のとおり、マイナンバーカードの交付事務は各市町村において実施されるため、今回報告している佐賀県の利用件数としては計上されない。

また、市町村におけるカード交付時の本人確認については、例えば運転免許証のような顔写真付きの本人確認書類を提示していただくことで確認が行われている。

○「(2) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策について」を事務局から、資料2により説明し、委員との質疑応答を行った。

(古賀委員)

住基ネットセキュリティ現地機関調査について、この調査では県内市町以外の県の現地機関を調査するものとの認識でよいか。

(事務局)

御認識のとおり。住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末が設置されている県の現地機関を対象に、現地ヒアリングを実施している。

(新井副会長)

住基ネットセキュリティ担当者説明会のうち「徳島県のセキュリティ対策」について、なぜ特に徳島県のセキュリティ対策が取り上げられているのか。総務省やJ-LISが調整の上、発表都道府県を決定しているのか。

(事務局)

御認識のとおり、総務省やJ-LISにて調整の上、発表都道府県が例年決定されているものと認識している。

なお、徳島県では令和4年度から令和5年度にかけて、市町村が実施する自己点検等の結果に対する県のフォローアップ内容が強化されている。

その結果、全市町村の自己点検の平均点が2.990（R4年度）から2.989（R5年度）に減点しているが、これは自己点検等が形骸化せず、セキュリティ上の不備・不足を市町村が正確に把握できていることの現れであり、今後の改善が見込まれている。

(新井副会長)

住民基本台帳制度関係事務担当者説明会の項目に「住基ネット次期機器更改に向けた対応及び主な開発等について」とあるが、概要を説明していただきたい。

(事務局)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る機器等については、システムの安定した運用のため、5年間のリース期間に加え、1年間の再リース期間といった計6年間の運用期間が設定されている。これに基づき、県では来年11月までに機器の更改を予定している。

(新井副会長)

住基ネットセキュリティ現地機関調査における調査項目の中に照合ID等の記載があるが、そもそも業務端末使用時の職員の認証はどのように実施されているか。

(事務局)

まずもって、職員一人ごとに照合IDが付番されており、照合IDを入力したうえで、生体認証（静脈認証）が必要とされている。

(新井副会長)

照合IDが漏洩することがあってはいけないと考えるが、各現地機関では照合IDの管理が徹底されていたか。

(事務局)

照合IDの管理簿が現地機関ごとに作成されているが、管理簿は課長等の代表者1名が管理していることから、その他の職員や来庁者が照合IDをむやみに確認することはできず、管理が徹底されていることを確認済み。

(新井副会長)

緊急時対応訓練について、想定の障害内容はJ-LISが決定しているのか。

(事務局)

御認識のとおり。

(新井副会長)

リモート監査（9/19多久市、11/18神埼市）の結果については、どういったものだったか。

(事務局)

監査結果については、内容確認のうえ、審議会終了後に改めて御連絡させていただきたい。

(審議会終了後、監査結果（指摘事項）のうち、一部を抜粋して回答)

【指摘事項（抜粋）】

- ・委託先作業者を限定するため、委託作業者の名簿の提出が必要とされているところ。
- ・一方、委託先との契約書等において、委託作業者の名簿提出に係る条項が定められていない状況であった団体が確認されている。
- ・監査委員からは、作業員の名簿提出に係る条項を規定したうえで、作業者名簿を受領し、作業前に保守作業を行う者が作業者名簿に掲載されているかどうかを確認するよう助言いただいた。

(古賀委員)

当審議会のように、県では住基ネットの利用状況やセキュリティ対策について共有が図られているが、県内市町においても同様の会議が実施されているのか。

(事務局)

御認識のとおり。

(5) 閉会

堀田副課長が閉会を宣言

5 その他必要な事項 なし

この議事録は事実と相違ないので、ここに署名する。

会長

井手 修一

委員

栗崎孝子